

警察署代表電話への音声応答転送装置の導入

警察署代表電話に音声応答転送装置を導入し、自動音声ガイダンスによる案内を開始いたします。
県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

運用開始日及び対象警察署

令和8年8月3日（月） 鴻巣警察署（運用中）

令和8年8月下旬 深谷警察署、小川警察署（装置導入後、順次運用を開始いたします。）

※ 上記のほか、警察本部及び他の一部警察署にも導入予定です。詳細な日程は県警ホームページに掲載いたします。

ガイダンス内容

執務時間内 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

お問い合わせ内容に応じて番号を選択していただくと、担当職員等に繋がります。

選択番号及びお問い合わせ内容（執務時間内）		
1	ストーカー、DV、虐待、行方不明などのご相談	
2	落とし物に関すること	1 落とし物の届出に関すること
		2 それ以外のお問い合わせ
3	運転免許、その他交通に関すること	1 運転免許に関するお問い合わせ
		2 交通事故に関するお問い合わせ
		3 交通違反、駐車違反に関するお問い合わせ
		4 交通規制、道路使用、車庫証明に関するお問い合わせ
		5 その他の交通関係に関するお問い合わせ
4	パトロールに関するお問い合わせ	
5	留置管理係へのお問い合わせ	
6	警備業、古物営業、探偵業、風俗営業、銃砲所持許可に関するお問い合わせ	
7	その他のお問い合わせ	

執務時間外 平日の午後5時15分から翌午前8時30分及び土日祝日等の終日

自動音声ガイダンス後に、当直員等に繋がります。（選択番号はありません。）

お願い

緊急の事件・事故は110番をしてください。

緊急でない警察への相談は、警察相談専用電話＃9110などをご利用ください。

For those who do not understand the automated voice guidance in Japanese

In an emergency, dial 110.

During office hours, press 7 to reach a staff member of the police department.

Outside office hours, your call will be connected to a staff member after the voice guidance.